

「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業」の要件緩和について

日ごろから、本市の福祉行政の推進に御理解・御尽力を賜り心からお礼申し上げます。

平成 29 年度、介護保険制度の一つとして横浜市が創設した「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業」については、7月14日に前期の申請受付を終了し、全市で20件、港北区では1件の申請がありました。この間、各方面から多くの御意見をいただき、このたび補助の要件が一部緩和されましたので、改めてご周知させていただきます。

引き続き、御理解・ご協力のほど、よろしく申し上げます。

○ 変更点について

【通所型支援】

利用者について、「利用者のうち、要支援者等が半数以上」としていた要件を削除し、固定した人数が設定されました。

また、拠点家賃に対する補助については法人格を有する団体に限っていましたが、法人格の要件を一部緩和しました。

<p>一回当たりの利用者数 20人以上 (うち要支援者等10人以上) (うち要支援者等半数以上)</p> <p>【補助限度額】 活動費等 60万円/年 拠点家賃等 240万円/年</p> <p>一定の規模で活動を行っている、かつ、一つの場所で、常時(週5日以上かつ1日5時間以上)、要支援者等が参加することのできる住民が集う居場所を運営している場合には拠点家賃を補助</p>	<p>一回当たりの利用者数 10人以上19人以下 (うち要支援者等5人以上) (うち要支援者等半数以上)</p> <p>【補助限度額】 活動費等 60万円/年 拠点家賃等 120万円/年</p>	<p>一回当たりの利用者数 5人以上 (うち要支援者等5人以上)</p> <p>【補助限度額】 活動費等 60万円/年</p>
<p>補助対象団体は、法人格を有する団体。ただし、地域の団体と協力関係にある社会福祉法人等が不動産を借りて、地域の団体が住民主体の活動を行う場合には、団体に規約や会則が整っていて、収支予算書等の提出ができる等の条件を満たすことで、任意団体であっても補助の対象団体とします。</p>		<p>補助対象団体は、法人格を有する団体。ただし、規約や会則が整っていて、収支予算書等の提出ができる等の条件を満たすことで、任意団体であっても補助の対象団体とします。</p>

【訪問型支援・配食支援・見守り支援】

提供回数の基準を変更されました。

支援の提供回数 (旧) 500回以上/年 ⇒ (新) 240回以上/年

※ 回数の考え方

(例) 5人の利用者に対して月4回の支援を提供〔5人×4回/月×12月=240回〕

地域で高齢者の介護予防や、生活支援の活動を実施されている方へ

一部、要件を緩和しましたので、ご活用ください！

横浜市の介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防・生活支援サービス補助事業

高齢者の介護予防や生活支援を充実・強化するための補助事業です。

高齢になっても、住み慣れた地域で自ら健康づくり・介護予防に取り組み、生活に支援が必要な場合には、多様な主体からの支援も受けながら、その人らしい自立した暮らしができる地域をつくっていくことを目指します。

また、高齢者自身も担い手となることで、高齢者の社会参加が促進されることを期待します。



◆補助の対象団体について

地域で『要支援者等』※に対する介護予防や生活支援の活動を行う団体に、その活動に係る費用を補助します。原則、法人格が必要です。ただし、活動費の補助のみを受ける団体については、一定の条件を満たすことで任意団体であっても補助の対象団体とします。

※『要支援者等』とは、要支援 1・2 の要介護認定がある方及び要支援相当の方で基本チェックリストを活用して事業の対象となった方（事業対象者）で、地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントでサービスの必要性がケアプランに位置付けられた方のことをいいます。

【補助の対象活動】

- ・通所型支援 住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等を中心とした利用者に対して、定期的に高齢者向け介護予防に資するプログラムを提供（週 1 回以上かつ概ね 3 時間以上）する場合。
- ・訪問型支援 住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問（週 1 回以上）し、生活援助等の支援を提供する場合
- ・配食支援 住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問（週 1 回以上）し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守りとともに配食を提供する場合
- ・見守り支援 住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問（週 1 回以上）し、見守りのサービスを提供する場合

補助金の対象団体となるためには、各種要件があります。

事前に必ず各地域ケアプラザ、港北区社会福祉協議会の「生活支援コーディネーター」へご相談ください。

○団体の活動範囲（活動を予定している範囲）により、事前相談先が異なります。

- ・日常生活圏域（主に中学校区程度）で活動をしている場合（予定を含む）
 - ☞ 各地域ケアプラザへご相談ください。
- ・区域での活動をしている場合（予定を含む）
 - ☞ 港北区社会福祉協議会へご相談ください。

事前に必ず
ご相談ください！！



◆主な運営基準について ※この他にも要件があります。

【スタッフの清潔の保持・健康状態の管理】

スタッフやボランティアが感染症の感染源となることを予防し、また感染の危険から守るための対策を講じる

【秘密保持】

スタッフやボランティア又は、スタッフやボランティアであった者が利用者や家族の秘密を漏らすことが無いよう措置を講じ、利用者から事前に個人情報の利用に関する同意を得る

【事故発生時の対応】

介護予防ケアマネジメント等を実施する包括支援センター及び関係機関等に連絡し、記録する

【廃止休止の届出と継続的な支援ができる便宜の提供】

活動を廃止若しくは休止する際には、利用者に不都合が生じないよう措置をとる 等

◆補助額について 要支援者等への支援の提供回数や、受入人数によって補助額が違います。

・通所型支援

一回当たりの利用者数 20人以上 (うち要支援者等10人以上)	一回当たりの利用者数 10人以上 (うち要支援者等5人以上)	一回当たりの利用者数 5人以上 (うち要支援者等5人以上)
【補助限度額】 活動費等 60万円/年 拠点家賃等 240万円/年	【補助限度額】 活動費等 60万円/年 拠点家賃等 120万円/年	【補助限度額】 活動費等 60万円/年
一定の規模で活動を行っていて、かつ、一つの場所で、常時(週5日以上かつ1日5時間以上)、要支援者等が参加することのできる住民が集う居場所を運営している場合には拠点家賃を補助		
補助対象団体は、法人格を有する団体。ただし、地域の団体と協力関係にある社会福祉法人等が不動産を借りて、地域の団体が住民主体の活動を行う場合には、団体に規約や会則が整っていて、収支予算書等の提出ができる等の条件を満たすことで、任意団体であっても補助の対象団体とします。		補助対象団体は、法人格を有する団体。ただし、規約や会則が整っていて、収支予算書等の提出ができる等の条件を満たすことで、任意団体であっても補助の対象団体とします。

・訪問型支援、配食支援、見守り支援

支援の提供回数 240回以上/年 【補助限度額】 活動費等 60万円/年

【補助対象経費】

家賃のほか、活動費等の補助として、利用調整等のコーディネートに係るスタッフの人件費や保険料、備品費等、本事業を実施するために必要な経費が対象となります。

○平成29年度は、支援の提供回数や受け入れ人数を緩和する措置を設けています。

(通所型支援)応募要件を満たし要支援者等を受け入れる体制が整っていると判断できれば補助を実施します。

(訪問型支援、配食支援、見守り支援)応募要件を満たし申請時に5人以上の介護予防ケアマネジメントに位置付けられた要支援者等への支援の提供が見込める場合に補助を実施します。

◆申請期間 (平成29年度予定) ※前期申請の受付は終了しました。

後期：申請期間 平成29年8月21日(月)～10月13日(金) 交付決定 平成29年12月

補助金の支払い：交付決定後の翌月から月割で交付します。

申請先：横浜市健康福祉局 高齢在宅支援課【郵送(簡易書留にて受付)】

～ 事前相談先 ～

・区域で活動している場合

港北区社会福祉協議会 生活支援コーディネーター TEL 547-2324 FAX 531-9561

・日常生活圏域(主に中学校区程度)で活動している場合 ⇒ 活動場所を所管する地域ケアプラザ

新吉田地域ケアプラザ	TEL 592-2151	FAX 592-0105
篠原地域ケアプラザ	TEL 423-1230	FAX 423-1257
高田地域ケアプラザ	TEL 594-3601	FAX 594-3605
下田地域ケアプラザ	TEL 563-9081	FAX 563-9083
大豆戸地域ケアプラザ	TEL 432-4911	FAX 432-4912
樽町地域ケアプラザ	TEL 532-2501	FAX 533-0025
城郷小机地域ケアプラザ	TEL 478-1133	FAX 478-1155
日吉本町地域ケアプラザ	TEL 566-0360	FAX 566-0362
新羽地域ケアプラザ	TEL 542-7207	FAX 531-7011

・港北区高齢・障害支援課 高齢者支援担当 TEL 540-2327 FAX 540-2396

・横浜市健康福祉局 高齢在宅支援課 TEL 671-3464 FAX 681-7789

平成29年9月1日発行

